4/28/2012

News of The Japanese Weekend School of New York

BIG APPLE

No. 2
ニューヨーク補習授業校
発行責任者：校長　小野　康雄
56 Harrison St. Suite204
New Rochelle, NY 10801 U.S.A.
Tel:(914)636-3770
Fax:(914)636-7476

新学期始まる！



４月７日、それぞれの地区校で入園・入学式、始業式が行われ、たくさんの新入園児･新入生を迎え、新学期が始まりました。W 校の入学式では、中高等部の生徒を代表して生徒会長の林田亜嵐君が、「何にでも力一杯取り組みましょう!」と力のこもった激励をしてくれました。当日は天気に恵まれ、満開の桜に祝福されての思い出に残る一日になりました。

先週は両地区校で、不審者の侵入を想定した避難訓練が行われました。新しい仲間を迎えているので、安全を確保するための訓練はとても重要なことです。緊急非常通報コードや手順を確認することができました。保護者の皆様もコードを覚えておいていただきたいと思います。

LI 校の緊急非常通報コード：*「コード　２６（にじゅうろく）」*

ウエストチェスター校の緊急非常通報コード：*「Eagle has landed」*

途中転入者の教科書について

これまでと違って教科書の予備を必要以上に置かないように文部科学省から指導が入っております。在籍数と大きくかけ離れた数は取り寄せられなくなりました。本校では今後下記の通り対応していきますので、新たに着任される後任者の方にきちんとこのことをお伝えいただきたいと思います。

◎ **日本から転入する場合には、必ず海外子女教育振興財団にお立ち寄りいただいて、教科書を受け取ってから渡米して下さい。すぐに使用するものですので、手荷物としてお持ち下さい。**

◎ 渡米後しばらく経過してから転入される場合で、相当学年の教科書を必要とされる場合には、ニューヨーク総領事館にお問い合わせいただき、教科書を取り寄せて下さい。

◎ 米国内や海外の在外教育施設から転入する場合には、使用する教科書は在外教育施設共通ですのでこれまでの教科書をそのままお持ち下さい。

◎ 補習授業校で教科書をお渡しできるのは、基本的には在籍者と新しく初等部一年生に入学を希望されるお子さんのみです。



新教頭着任！

この度､新教頭として赴任した、荒井　具輝（あらい　ともき）です｡家族５人でこちらに来ました。子供は３人(幼年長・小５・中２）男の子ばかりです。

出身：栃木県宇都宮市。ギョウザがおいしいです。栃木は日光、足利、いちご、大麦（ビールのもと）が有名。

前職：３月まで小学校１年生の担任をしていました。教科では、理科と心理学が得意（英語は・・・みなさん教えてください。海外生活は初めてです。）

趣味：10 年以上体育主任をしていたので、体を動かすことが大好きです。トライアスロン、水球、マラソン、野球、ソフトボール、バレーボール、スキーが好きいです。特に野球では、子供が野球をやっていたこともあり、審判員や指導者の資格ももっています。

昨年の大震災では宇都宮の小学校が２つ使えなくなり、県北では校庭をすべて除染しました。震災１年前、福島第１原発を見てきたのに今は・・・。世界各国の皆さん方からの大きな支援を頂き本当にうれしかったです。Ｌ Ｉ 校の全員の子供たちと挨拶をして、早く子供たちみんなの顔を覚えたいと思います。そして、補習授業校での生活を通し、日本もアメリカも大好きな子たちをたくさん育てていけるようにがんばります。一人一人の手は小さくてもみんなの手でつながり、両国をつなぐ大きな架け橋になってください。これから、どうぞよろしくお願いします。

皆勤賞・精勤賞の基準について

１皆勤賞・精勤賞の基準

	幼・初等部	中・高等部
皆勤賞	無欠席・無遅刻・無早退	遅刻または早退が１回まで
精勤賞	遅刻または早退が１回まで	欠席が１回あるいは遅刻または早退が２回まで

２　皆勤賞・精勤賞の対象（途中転入者の扱い）
　　年度内の在籍授業日が３１回以上（３０回を越える）者

３遅刻、早退、欠席の取り扱いについては、下記お知らせの通りです。

漢字検定の予定変更

６月に実施予定の漢字検定は、以前配布した「年間行事計画」では６月９日となっていましたが、６月２日に変更になりました。

６月９日 →２日

平成２４年４月７日

皆勤賞･精勤賞に関わる遅刻、早退、欠席の判定について

ニューヨーク補習授業校

本校では、これまで児童生徒の励みになればと、皆勤賞･精勤賞を授与してきましたが、遅刻、早退、欠席の扱いや学校内での過ごし方について、必ずしも皆勤賞･精勤賞に相応しくないと思われる状況も想定されるところがあり、次のように判定することになりましたので、お知らせいたします。

１．自然災害等で登校時間を遅らせたり、授業打ち切り等の学校からの指示がない限り、遅刻、早退、欠席については、事実の通り判定します。

２．交通渋滞、事故等による不測の事態による遅刻については、特別配慮はしません。事実通り判定します。

３．体調不良のまま登校するケースが見られます。補習校には、それに対応できる態勢がありませんので、自宅で休養させ、無理に登校させることのないようにお願いします。

４．登校後体調不良になった場合には、すぐにご家庭に連絡し、お迎えに来て頂きます。一時的に職員室に休ませておきますが、授業を抜けた時点で早退として扱います。

５．登校後、所用のため一時的に学校を離れる場合は、早退扱いとします。たとえ再び授業に戻ったとしても早退になります。

６．授業中の学習態度が悪く、指導のため教室を出された場合も早退扱いです。

７．夏休み前後に日本国内の学校へ体験入学する場合も本校の授業日に欠席する場合は、事実通り欠席になります。